

# 日本 の 服 飾 の 研 究

## 一 紋 章 に つ い て 一

### その2 鎌倉武将の紋章について

若 山 初 子

1. 緒言
2. 武将の紋章
3. 武家紋の傾向および一族関係
4. 武家紋の分布

### 1. 緒 言

前論文に於いては紋章の歴史の概略を述べ、紋章を用いる場合の表現方法または用い方の習慣を調べる事により、紋章の全体的な輪郭を把握した。更に奈良時代より江戸時代に至るまでの織物文様を考察し、文様から転化した紋章とそれが紋章化された年代を推察した。この様な紋を考察すると、その時代の芸術・風俗・宗教等が大きな要素になっている事がはっきりわかる。これらの要因はその時代の文化を形成すると共に、紋章造形の大きな力になっている。

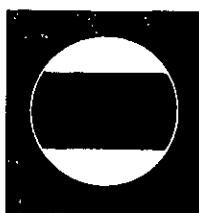
以上の様なことから本論文に於いては紋章の時代的特色を見ることを主にし、特に紋章の発達を促したといわれる武家紋について、その始まりといわれている鎌倉時代を中心に研究を進めていきたいと考える。

### 2. 武将の紋章

前論文で述べたように紋章の起元は公卿と武士に於いてそれぞれ異なった発生要因を持っている。武家紋の起りは敵味方の識別にその端を発しているといわれるが、公卿の家紋のように衣服の文様より転じてその家紋となつものも少なくないことが考えられる。彼の源平合戦に於いて源氏の白旗、平氏の赤旗はあまりにも有名であるが、大武鑑によると源氏の家紋は笹竜胆である。このようなことから武家紋の起元

も必ずしも旗・幕等の目印から起つたものとは考えられず、平安時代以前より用いられていた衣服の文様等にその起元を持つものと二つの方向が考えられるわけである。以下同じ紋章を用いている武将をまとめながら武将と紋章の関係を考察したいと考える。源頼朝（相模）（以下（ ）内は居住地）、三河守範頼（三河）、阿野法橋全成（尾張）、伊予守義経（伊予）、石川判官代義資（河内）、毛利歲人頼隆（相模）の家の紋は笹竜胆である。これは竜胆紋または笹竜胆紋という、竜胆の花と葉より構成されており竜胆はその花が美しいために、平安時代にすでに観賞されたことが述べられている。美を好み且つ美を競った平安時代に於いてはこの笹竜胆を衣服の文様として織出し、あるいは刺繡して目を楽しませたことは伺えるわけであるが、家紋としての源ははっきりしていない。後世源氏の一門が竜胆を家紋としていることと、源頼朝は清和天皇の出であることから衣服にも輿車にも竜胆文様を用い、竜胆は自然に源氏の目標となって家紋の性質を備えてきたものと考えられる。しかし源平合戦の時には単なる目印としての白旗のみを掲げているので、その頃から笹竜胆が用いられたかどうかはわからない。

次に鎌倉時代の武将の家紋で目につくのは引両紋である。引両紋は幕の文様より転じて家紋となつたと記されている。軍陣用の幕は横に五布を縫い合わせる。その布を染めわけ、それぞれの家を見分ける模様にしたといわれる。新田大炊助義重（上野）の一引両がある。この一引両は大中黒ともいい2・3・4の布を黒く染めたものである。また山名伊豆守義範（上野）、里見



新田一つ引  
伊賀守義成(伊賀), 須  
田五郎経義(上野), 新  
田冠者義光(上野), 新  
田小四郎義佐(上野)

は二引両紋である、この二引両紋は2・4の布  
を染めたものである。

以上の諸氏の紋は円の中に引両を用いてはいるが円の輪郭は細く中のみを浮き出させてい  
る。同じ二引両紋を用いているのに足利上総介  
義兼(下野), 細川二郎義季(三河)がある。こ  
の二氏の二引両紋は現在の引両紋の殆どのよう

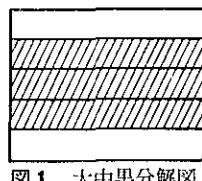


図1 大中黒分解図

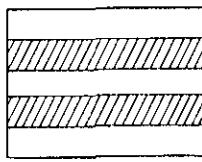
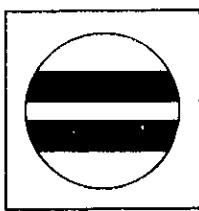


図2 二引両紋分解図



二引両 (1)



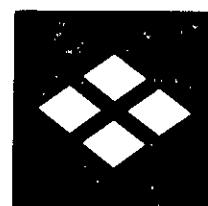
二引両 (2)

に円は輪郭のみでなくかなりの大きさを有する  
が、この円は中の引両と同じ大きさなのか、ある  
いは少し差があるのかははっきりしていない。  
新田氏と足利氏は同族であり新田氏は上野、足  
利氏は下野と境を接していたので幕紋もこのよ  
うになされたものといわれる。新田氏が滅んで  
足利氏の二引両は次の足利時代に將軍家の紋と  
して権威あるものになった。また二引両紋は將  
軍家より武功のあった者に賜与されたので非常  
に価値あるものとなり、これを受ける者は最高  
の名譽となり足利氏の諸将は多くこれを採用  
し、複紋としての形(例二引両に巴、二引両に  
酢漿草)でも用いたといわれる。このように戦  
国時代には將軍家の紋として権威ある紋であ  
った。下って徳川時代には天下が平定となり、紋  
章は次第に変化し優美なものを用い、このよう  
な簡単なものは用いられなくなつたのである。

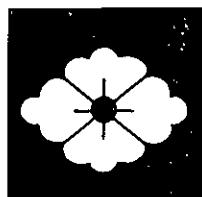
が、新田氏の出である徳川氏は一引両紋を用い、  
また將軍家としてその意味から二引両を幕紋に  
用いたと記されている。このことは徳川時代を  
調べる時に他の紋と共に考察して行きたい。同  
じく引両紋で和田小二郎義茂(武藏), 岡崎四郎  
義実(相模), 和田三郎宗実(相模), 和田四郎  
義胤(相模), 荘柄平太胤長(相模), 大和多三  
郎義久(相模), 多々良四郎義春(相模), 佐原  
左衛門尉義連(和泉紀伊)は丸に三つ引両紋を  
用いており三浦介義澄(相模), 三浦駿河守義  
村(相模), 津久井二郎高行(相模), 和田左衛門  
尉義盛(相模上総)も同じく丸に三つ引両紋を  
用いているが、前者の三つ引両紋は陽紋であり  
後者の三つ引両紋は陰紋である。紋は徳川時代  
に入って無彩色になったといわれるがこの三つ  
引両紋には黄・紫・紅の三色で彩ったものもある  
といわれる。

逸見上総介光長(甲斐), 武田太郎信義(駿  
河), 一条二郎忠頼(甲斐), 板垣三郎兼信(甲  
斐), 武田右兵衛尉有義(甲斐), 武田大勝大夫  
信光(甲斐), 加賀美信濃守遠光(信濃), 南部  
信濃三郎光行(信濃)は割菱を用いており、

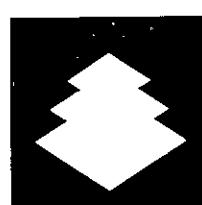
これは一名武田菱とも  
いわれる。また秋山太  
郎光朝(甲斐), 安井四  
郎清隆(甲斐), 河内五  
郎長義(対馬), 曽禰禪  
師嚴尊(甲斐), 奈古藏  
人義行(甲斐)は花菱  
を用い小笠原左京大夫  
長清(信濃・阿波)は  
三階菱を用いている。



割菱



花菱

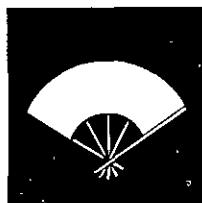


三階菱

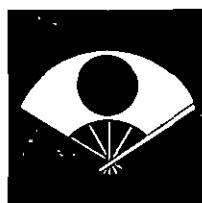
前論文で述べたよ

うに菱紋は衣服の文様から転化したものであり、しかもこの文様は大陸伝来の文様とされており、武田氏がその紋を用いた由来は永承五年（前九年の役）夷賊平定を住吉神社に祈願した時に拝領した鎧の袖に割菱の紋がありこれを家紋に定めたと記されている。

浅利興一義遠（甲斐）、佐竹別当秀義（常陸）、天野民部亟遠景（伊豆）は扇紋を用いている。



五本骨扇



月の丸扇

扇はこれを開く時に末広がるために末広ともいい、物が発展する意味で通ずるものである。この扇は日本で発明されたものであり、

文様としても優雅なために平安、鎌倉時代から流行したものである。この二氏の場合もこのような意味から扇紋を家紋としたと思われる。なお浅利興一義遠の場合は白地扇のみであり、佐竹別当秀義の家紋は扇の中に月の丸が付されている。また天野民部亟遠景の六本扇車は扇を開かずに疊んだまま六本の扇を柄を中心にして放射線状に並べたものである。

畠山遠江守義純（武藏）、荒川三郎義宗（武藏）、平賀武藏守義信（武藏）、平賀右衛門朝政（武藏）、大内相模守惟義（信濃）、秩父莊司重忠（武藏）、稻毛三郎重成（武藏）、榛谷四郎重朝（武藏）、川越太郎重頼（武藏）、江戸右衛兵尉重長（武藏）、葛西毫岐守清重（武藏）の諸将はいずれも丸なし五三の桐を用いている。この紋は前論文にも記した通り衣服の文様から紋章化されたものである。

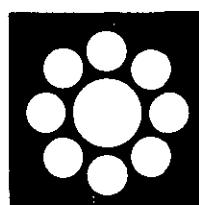
渋谷庄司重国（相模）は丸なし葛を紋章とし、これもその構成された美しさから衣服の文様よ

り紋章化したものである。

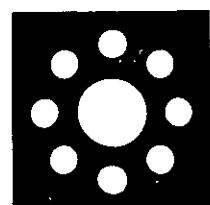
巴紋は山本若狭守義経（近江）が石持ち地ぬき左三つ巴を用いており、また北条陸奥六郎実泰（武藏）は石持ち地ぬき右三つ巴を用いている。これは巴の部分を全部染めたものである。

成田二郎光治（大和）、土方太郎季治（大和）、網戸十郎朝村（下野）、佐貫右衛門殿廣綱（上野）、関左衛門尉政泰（下野）、中条出羽守家長（出羽）、田村伊賀守仲教（常陸）、原三郎清益（駿河）、岡部權守泰綱（駿河）、吉河小二郎友兼（駿河）、新開荒二郎忠氏（相模）は左三つ巴を用い、結城上野介朝光（下総）、岡田太郎成澄（上野）、大胡太郎重俊（上野）、佐々木衛門尉高綱（出張）、伊賀右衛門尉光季（伊賀）は右三つ巴を、大森三郎茂治（大和）は左二つ巴を、小山左衛門尉朝政（下野）、長沼淡路守宗政（下野）、下河辺庄司行平（下野）は右二つ巴を用いている。また同じ巴紋でも香川五郎経高（相模）は九旺星の中に全部左三つ巴を描いた紋章である。鎌倉時代のみでも以上のようにかなりの武将が巴紋を用いており、この巴紋は前論文にも記載したように武家の間でかなり流行したものと思われる。木曾義仲の愛人である巴御前は巴文様を好み、衣服・調度品に巴文様を用いたためにその名を巴御前といわれたとの事であるが、この時代に巴文様が如何に流行したかを伺うことができる。なお巴紋に左巴・右巴の別があるのは左右に並列する火炎太鼓（巴紋入）を識別するために、右側を右巴・左側を左巴とした故実によるものといわれる。

次に九旺紋は千葉介常胤（下総）、千葉新介胤正（下総）、東六郎太夫胤頼（下総）、堺平太定常（下総）、上総介広常（上総）、土肥二郎実平（相模）、土屋三郎宗遠（相模）が用いており同



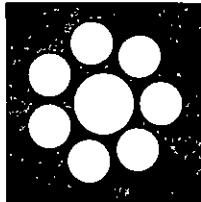
九 旺



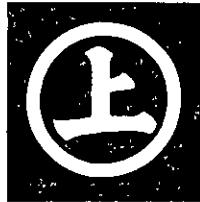
細川九旺

じく九旺紋であるが林二郎家嗣（加賀）は細川九旺を用いている。この九旺紋は大円を中心として八箇の小円をその周囲に配列している。この星が密着したものを寄九旺といい前者の七武将がそれで、離れているものを細川九旺という。また八旺紋も用いており富樫介家直（加賀）がそれである。

村上左衛尉頼時（信濃）、村上與三判官仲清（信



八旺



丸に上文字

濃）は上文字紋を用いている。上文字を紋章に用いたのはこの上の字に向上的發展の意味があるからであるが、この字を用いた氏の姓に上の字があることからこのような紋を用いたことが判断される。同じく文字紋として河野四郎通信（伊予）は折敷に三文字を用いている。折敷は古代に樹木の枝葉を折り敷いて食器の代用とし後世に扁擔の片木を折り曲げて角盆にしたといふ。そして神様のお供え物に用いたということである。神様に供物をさしあげるということで神聖なものとして用いられた。また石田二郎為久（相模）は大一大吉大一力の紋を用いている。これは七つの文字を組合せたものであり、後世石田三成が大吉大一大万紋を用いたことは有名である。また山内滝口三郎経俊（伊勢）は白黒一文字紋である。



隅切角に三文字

同じく文字紋としては鎌田新藤二俊長（相模）の甲冑に用いたということである。神様に供物をさしあげるということで神聖なものとして用いられた。また石田二郎為久（相模）は大一大吉大一力の紋を用いている。これは七つの文字を組合せたものであり、後世石田三成が大吉大一大万紋を用いたことは有名である。また山内滝口三郎経俊（伊勢）は白黒一文字紋である。

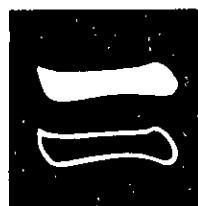
同じく文字紋としては鎌田新藤二俊長（相模）



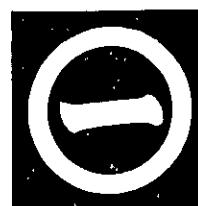
大一吉大一力



大吉大一大万

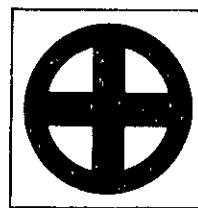


白黒一文字



丸に一文字

が一文字紋を使用し、次に成田五郎助忠（武藏）は丸に一文字紋を用いている。この一文字紋は戦乱の世を平定し全国統一の道を示す象徴であり、また物の始めとされ一番槍・一番首を誇りとする武士としては良いものであり他の紋章にも多く用いられている。一文字に三つ星紋は毛利太膳大夫広元（因幡・安芸）が使用している。三つ星というのは大將軍星・左將軍星・右將軍星の三つをさすという。この三武の星は武神として信仰されていたといふ。島津豊後守忠久（日向・大隅・薩摩）は丸に十文字紋を用いている。後世、島津氏の十文字紋は有名であるがこの島津豊後守忠



丸に十文字

久の甲冑に十文字があったといわれ、鎌倉時代から江戸時代初期までは筆勢を示した十文字紋を使用したといわれている。十文字は世界的に呪符となっており、こうしたことから十文字は災厄を払い、福を招くものと信じられて家紋とされたようである。安保刑部源実平（武藏）は丸に丹文字紋を用いている。この丹の字は形が



丸に丹文字

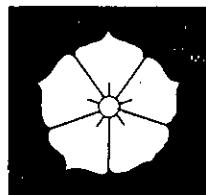


図3

対照的であるために紋章に選定されたといわれる。野木左衛門尉基員（武藏）は図3を用いている。これは文字を組合せたものと思われるが、なぜこのように組合せたかはわからない。

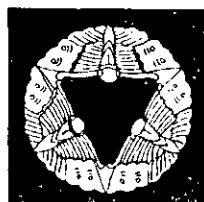
以上これら鎌倉時代に用いられた文字紋は縁起・吉兆・信仰・勝利あるいは記念等の意味で用いられたようである。

太田駿河守広綱(駿河)、長尾新六定景(相模)は丸に桔梗紋を、山田大和守重弘(尾張)は丸なし桔梗を使用している。この秋の七草の一つである桔梗は藍色の美しい花を咲かせる五弁から成る花である。その簡潔な美しさから紋章にされたと思われる。



太田桔梗

大河内源太頼綱(尾張)、小国丹後守頼行(越後)、深栖陵助光重(上野)は三つ蝶を、豊島藏



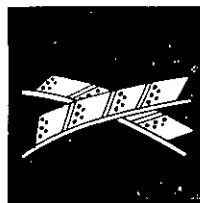
三つ蝶



鎧蝶

人高頼(摂津)は鎧蝶を用い佐野太郎基綱(下野)、大河戸太郎広行(武藏)は揚羽蝶を家紋としている。この蝶も奈良時代より鎌倉時代にかけて流行した文様といわれるが、その華麗さ故に戦国武将に好まれたものであろう。この紋を用いている六氏のうち佐野太郎基綱、大河戸太郎広行は揚羽蝶で、あとの四氏は飛蝶であり、このうち豊島藏人高頼の紋章である鎧蝶はかなり抽象化された図案であることに気がつく。またあとの三氏は蝶丸になった三連蝶である。現代用いられている蝶紋の多くは揚羽蝶であるがこの時代は飛蝶の方が多く用いられていたのではなかろうか。このことは当時の蝶文様の多くが飛蝶であったことからも推察される。

片桐太郎為安(信濃)、梶原平三景時(相模)、大庭平太景義(相模)は矢紋を用いている。片桐氏の紋は片矢羽をクロスさせ、梶原氏の紋は矢を三本並べたものであり、大庭氏の紋は矢を二本並べたものである。矢は鎌・矢柄・矢羽・



連片矢羽

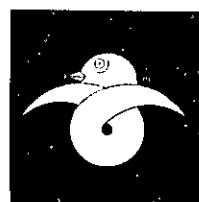


三つ並び矢

矢筈の四つの部分から作られておりそのまま使用すると全体の形が長くなるために、矢羽・矢管の部分だけをとりあげるようになったものがその殆どである。

このような矢を紋章としたのは武を尊ぶ意味からであろう。

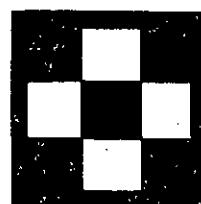
井上太郎忠長(信濃)は雁紋を使用しておりその紋は結び雁金である。雁は雁金ともいい、



結び雁金

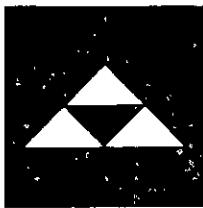
この雁紋は文様から転化したもので群をなして飛び、鍵になり、竿になって遠く見えなくなるまでのその風情は美しいものである。このような姿が文様に選ばれ一筆書きになって描かれているがこの中の一羽、二羽または三羽をとり出し頭をつけて形を整えたもので、始めから抽象化された紋である。この結び雁金の結び、つまり羽を結んでいるのは美しさを更に増すためのものであろう。

また高梨判官頼高(信濃)、仁科二郎盛朝(信濃)、安達藤九郎盛長(三河)は斬紋を用いている。これは石畳ともいい、方形の敷石のことであり衣服の文様から転化したものである。整然と並べられたその美しさを紋章に表現したものと考えられる。高梨氏・仁科氏・安達氏共に四つ石であり高梨氏のは陰紋である。

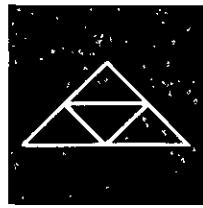


三角形が連続した織

り文様から転化した紋章である鱗紋は北条遠江守時政(伊豆)、北条陸奥守義時(相模)、北条武藏守泰時(伊豆・相模)、赤橋相模守重時(相模)、新相模左京太夫政村(相模)、北条駿河守有時(駿河)、北条武藏守時房(武藏)が用いている。これらの武将の用いた鱗紋はいずれも三つ鱗である。この鱗紋には正三角形、二等辺三角形の二種類があるが上記した鱗紋使用の武将の内、北条氏はいずれも底辺の長い二等辺三角形である。故にこの形の鱗を北条鱗という。こ

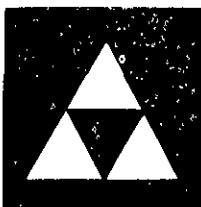


北条鱗

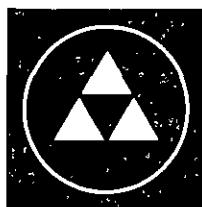


かげ北条鱗

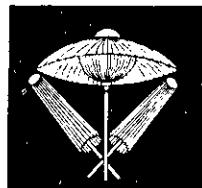
の北条四氏のうち駿河守はかげ北条鱗である。赤橋相模守重時、新相模左京太夫政村は共に正三角形の鱗であり前者は丸に三つ鱗、後者は三つ鱗のみである。



三つ鱗



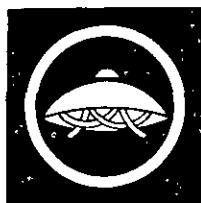
糸輪に三つ鱗



三本傘

名越遠江守朝時(遠江)は傘紋を用いている。このからかさは衣服の文様にもされていところから考えてやはりその趣ある形から紋章に選んだと思われる。この時代には傘は誰でもがさせるものではなかったものであろう。それ故、大切に扱われたのではないかと思われる。

また相良三郎長頼(遠江)は笠紋を用いている。笠には材料や形から色々な種類があるが、ただ笠といえば平安時代から一般女子が用いて

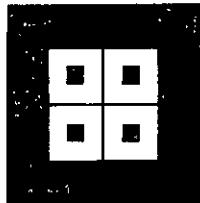


丸に笠

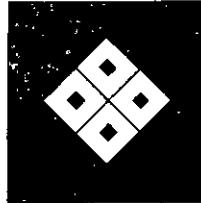


丸に笠竜胆笠

いた市女笠をさすようである。この笠を紋章にしたのは何時も頭上に置かれるもの、またその発音から増大する意味が考えられたからだろうといわれる。高橋左近将監頼之(三河)は笠竜胆と笠の合成紋である。大武鑑によると『頼之は武勇勝れたるによりて右幕下より三河国高橋の庄を給りここに住して高橋をもって氏とす。数度の戦功によりて鎌倉殿より御紋をたまわり是を家の紋の上に置いて定数とす。其後竹の下に笠をして家の紋を定む。』とあり笠竜胆紋を拝領し家紋の笠を合わせ家紋にしたといわれ、拝領したという名譽の紋に加えて笠の持つ発音から受ける増大というイメージを合わせて子孫の繁栄を願い家紋に定めたのであろう。



平四つ目



隔立四つ目

次に目結紋のうちの平四つ目を佐々木源三秀義(近江)、佐々木左衛門尉定綱(近江)、佐々木近江守信綱(近江)が用い、隅立四つ目を佐々木兵部丞經高(近江)が用いており、佐々木右兵衛尉盛綱(備前)は三つ目結を用いている。この紋は近江の佐々木氏が用いたということは前論文で記載した通りである。目結紋は染文様の鹿子染のような文様から転化したものであり、この文様は鎌倉時代に流行した文様であるために他の武将も用いたのであろうが、記載されているのは佐々木氏だけであった。

輪違紋は佐々木隱岐守義清(隠岐)が用いて



輪違  
らと思われる。

また海野左衛門尉幸氏（信濃）は錢紋を用いている。海野氏のは六連錢であり無文錢である。錢を紋章に用いたのは錢の文字が縁起の良い字であったからといい、無文錢は錢の裏を用いているという。この六連錢は平安時代から流行したといわれる仏教の六道錢に由来するという。六道といいうのは地獄・餓鬼・畜生・修羅・人間・天上をいい、六道錢は死者の棺の中に入れて六道の六地蔵に供えるためのものという。つまり六連錢は信仰的要素の入った紋章である。

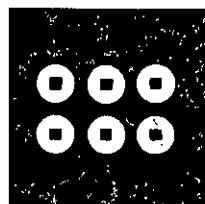
工藤左衛門尉祐経（伊豆）、狩野介茂光（伊豆）は庵に木瓜紋である。この庵は茅で作った仮の家をいう。この庵を紋章に用いたのはその形が風流なことからといわれ、庵を単独に用いているものはあまりなくこの庵の中に他の紋を入れている。工藤氏、



庵り木瓜

狩野氏の場合もこの中に木瓜を用い庵は輪郭として用いているのである。鎌倉時代、風流を解した武将が構成された美しさを求めるものと思われる。木瓜のみの紋は工藤莊司景光（駿河）が用い、朝来太郎太夫高清（但馬）は三つ盛り五瓜を用いている。この三つ盛り木瓜は『高清は武勇の人にし

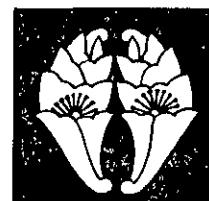
いる。この輪違紋も文様から転化したといわれ、輪違文様は平安時代にすでに用いられていたという。この輪違を紋章として選んだのは形が簡潔で美しいからと思われる。



真田六文錢

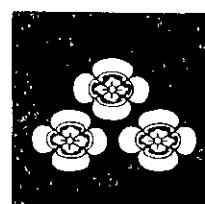
て平家に属し所々のたたかいに功あり平氏亡びて後代々の所領を没収せらる高清愁訴度々におよぶといへども右幕下許容なししかるに関東に白き猪の年を経たるが出来りて衆人を悩まし妨げとなりければ諸士是を討とらんとせしかども形を隠して得る事ならず高清伝へ聞てこの害をのそかんと乞ひうけ氏神赤淵の神に祈誓し終に白猪を射殺す右幕下御感ましまし本領を還補せらる高清が紋は一つ木瓜也此とき翠簾の端絹を取て汝が紋に加はへよと給はりぬその数二つありければ是より三つ木瓜を家の紋とす。と大武鑑に記されており、家紋は木瓜一つのみであつたのに二つを賜わり、合わせて三つを家紋にしたという。このことからも鎌倉時代から起つたであろうといわれる武家紋は、鎌倉時代の末と思われるこの時において（孝徳天皇の皇子有馬の皇子の御子の袁宗の公の14代目）拌領という形が大きな意義を持って名誉に連なっていることを推察できるのである。

大友左近将監能直（豊前・豊後）は杏葉紋を用いている。この杏葉は西南アジア地方から中国に流入した文様で唐代に流行し、それがそのまま日本に入って来たといわれ馬のアクセサリーである。そして1箇ずつ独立したものであるが紋章化する場合二箇を対立させて円形化している。この方が纏まりがよいからであろう。形は若荷紋と混同されやすい。



花杏葉

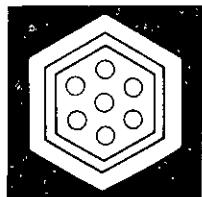
八田右衛門尉知家（常陸）、尾藤太知宣（信濃）、加藤五郎景員（伊勢）、後藤右衛兵尉実基（伊勢）、武藤筑後守資頼（筑後）は下り藤を用い、近藤七国平（讃岐）は上り藤を用いており、八田右衛門尉知家以外の武将はその姓に藤の字を使用し、この藤紋はその構成された美しさから姓に藤の字のつく武将が使用したものと思われる。



三つ盛木瓜

二階堂山城守行政（信濃）は亀甲紋を用いている。この亀甲は衣服や調度品の文様として平

安末期から鎌倉時代にかけて流行した文様といわれ、当時亀を瑞祥の動物、つまり長寿のシンボルとしての縁起の良さから亀の甲羅を文様化し、それを紋章



亀 甲

としたもので二階堂氏の場合は三重の亀甲の中に七旺を配し、信仰と両方の面から紋章としたのではなかろうか。

次に波多野二郎太夫義通(相模)、波多野中務

亜忠綱(相模)は直達紋を用いている。この紋は直線を左右から斜にクロスさせた形であり、単なる×じるしとして用いられたものを二つ組合せて形を整え

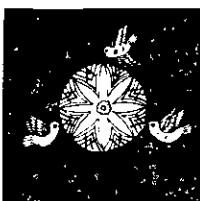
変り四つ組直達

紋章として用いたものと思われる。

松田二郎有常(相模)、河村四郎秀清(相模)は達竹紋を用いている。竹は松・梅と共に歲寒三友の一つであり、竹の持つ特性から節操・高潔を意味するとして愛賞され、早くからこれを文様として用いられている。この竹の性格が武士の意気に合い、また竹の実が瑞鳥鳳凰の食餌にされたという

古伝説から桐と同じように縁起の良いものとして扱われたのであろう。

熊谷二郎直実(武藏)は鳩に寓生紋を用いている。鳩を紋章として用いたのは鳩が軍神として信仰された八幡大菩薩の神使であり、また鳩は出陣の時の瑞鳥とされ士気を鼓舞するために放鳥されたとい



鳩に寓生

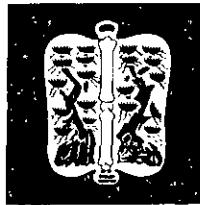
う。信仰心の厚い当時の武士としては軍神の加護を願おうとしたのは当然のことであろう。こ

の鳩紋に寓生を添えたのが熊谷二郎直実の紋章である。寓生は寄生木で幹枝葉とも常縁であり平安時代に絞文様として多く用いられたとい。大武鑑には『直実は源氏おとろへてより平家に属し石橋山の時は大庭保野が催促にしたがひ御敵となりしが佐殿武藏に打ち入り給ひしかば御味方に参り所々の戦功あまた也就中宇治川にては其子直家と共に橋の行柵をわたり力戦し又一の谷の朝駆にも父子ならびて高名あり右幕下直実に寓生に鳩の紋つきたる幕を給ふ是より家の紋とす』とあり拝領した幕の文様をとり家紋としたことが明らかである。

二宮七郎朝忠(相模)は若荷紋を用い、この若荷は冥加と同じ発音のために用いられたのは前論文で述べた通りである。

本庄太郎家長(武藏)、富田三郎近家(紀伊)は軍配団扇紋である。

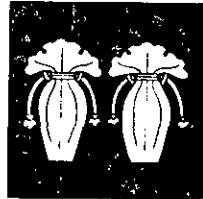
扇子は日本で考えられ中国に伝えられたといわれるが団扇は中国から日本に伝来したものである。一名唐団扇といい、武将がこれを使っ



奥平団扇

て戦陣の指揮をしたことから軍配団扇という。この軍配団扇には図柄のあるものとないものがあり、図柄には松・竹・鶴・亀・月・星等の文様が描かれており本庄氏の紋章の図柄は松であり、富田氏の図柄は竹である。

宇佐美左衛門尉祐茂(伊豆)は並び瓶子紋を用いている。瓶子は頸の細い瓶で神に神酒を捧げるために使用した徳利である。神酒を捧げるための器であるために、信仰的な意味と

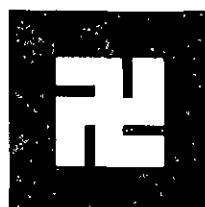


並び瓶子

その形が単純で美しいために紋章にしたと思われる。

卍紋は横山右馬助時兼(武藏)が紋章としている。卍とは仏教の記号に用いたものであり、古代国家バビロンや、アッシリアなどで太陽の象徴として用いられたとい。またギリシャ、メ

キシコ、ペリ等でも神聖なものの記号として用いたという。卍は十文字と同じく世界各国で用いられていたものらしいが、この記号が同一の起源から各国に



左万字

普及したものか、あるいは偶然にも各々の民族の宗教思想のシンボルとしてできたものかは分かっていない。仏説ではこれを吉祥の相として万徳の集まるところ、あるいは幸運福楽の象徴とされている。いずれにしてもいわゆる縁起の良いものとして紋章に定めたと思われる。卍紋には方向が右旋回になっているものと左旋回になっているものとあり、卍は左万字、卐は右万字という。横山氏の家紋は左万字である。

原田六郎太夫種直（筑前）は菊紋であり、また小鹿嶋薩摩守公業（陸奥）は菊水紋を用い、二柳三郎太夫国忠（信濃）は井桁に菊紋である。しかしこの三氏とも具体的にはどのような形の紋を用いているのかは調べた限りではわからない。

緒形三郎惟栄（豊後）は三本杉の紋章である。

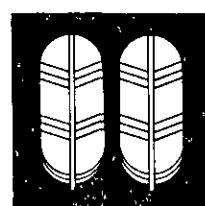


三本杉

杉は常緑であり、古代より神社のまわりに植えられ神木とされた。その葉が四季を通じて落葉しないということ、つまり瑞祥的意義と神木であるという信仰の両面から家紋に制定したものと考えられる。

大武鑑にも『惟栄三輪の神裔なれば三本杉を紋とす』とある。

鷹羽紋では菊地九郎隆直（肥後）が並び鷹羽を用いている。鷹羽を紋章にしたのはこの鳥が勇猛で鳥や獣をとらえるということ、しかも怜悧なところから古くから飼育されており、このようなことか



並び鷹羽

ら紋章として用いられたのであろう。

以上鎌倉時代の武将の紋章をまとめながら述べたのであるが、武家紋の始まりであるといわれるこの時代において、その概略を次の観点から考えていきたいと思う。

### 3. 武家紋の傾向および一族関係

前論文武家の家紋の起こりで述べたように明らかに目印から変化したと思われる紋章、公卿紋のそれのように衣服または調度品の文様から転化したと思われる美を中心にして用いられたもの、また戦場を駆け巡り、一対一の戦いに生死を賭けなければならなかった武士に当然起ったであろう信仰心、あるいは縁起等の自分の勝利と護身に關係あるものを紋章化したもの、または歴史的事実を記念して定められたもの、武を尚ぶ意味から用いられたものなどに分けて考えることができる。

美しさを中心にして考えられたと思われる紋章は、笹竜胆、唐花菱、五三の桐、鳶、桔梗、蝶、雁、藤、庵に木瓜、木瓜、傘、杏葉、菊、菊水、井桁に菊、扇、斎等を考えることができるし、目印としての簡潔を中心しているものには引両、直違、輪違、鱗、目結、丸に丹。

信仰的意義を持つと思われるのは巴、九旺、八旺、錢、丸に十文字、一文字に三つ星、並び瓶子、卍、折敷きに三の字、三本杉。

瑞祥的意義を持つものは大一大吉大一力、一文字、丸に一文字、白黒一文字、笠、若荷、亀甲。

記念的意義を持つものには武田菱、上文字、鳩に寓生、笹竜胆笠、三木瓜。

尚武的意義を持つものには矢、軍配扇、違竹、並び鷹の羽等がある。

このようにして考えて見ると用いた武将の人数を無視して見た場合には、武家紋の起こりは目印にありとは必ずしもいえないことがわかる。たとえその始めは目印にあったとしても家紋という形を取る場合、簡潔に加えて美に対する憧れも生ずるであろうし、当時の風俗、習慣、

あるいは宗教が大きな比重を示めて入りこんでくることは当然であろう。公卿の勢力は衰え武士に政治の実権が移行してきたとしても、公卿社会の持つ高い優美な文化は武士の憧れの的であった訳で、それを模倣するであろうことは伺える訳である。武家紋の始まりであるといわれるこの時代に、尚美的意義を持つ紋章が他の意義を持つ紋章よりかなり多いということは以上のような理由を考えることができるのでなかろうか。

またこれらの紋章は簡潔な模様のみではなく、蝶紋、藤紋などのようにかなり複雑な紋もありその形を細かく観察すると、現代紋と多少異なるにしてもかなり図案化されしかもまとまった形をとっており、当時の服飾藝術の高さを推察することができる。また庵に木瓜、井桁に菊、菊水のように二つのものを組合せることにより、更に形を整えてより美しさを表わしたものもあり、剣で制覇した武士がこれらのものを家紋と定めたのは美の探究意識に外ならないのではなかろうか。

信仰心を家紋に表わした紋章も多く、これは前述したように武士としては当然の気持ちの表われであろう。特に鎌倉時代の武家紋としての特徴は巴紋が圧倒的に多いことである。これは後述する一族関係も考えられるが、當時この文様が如何に流行したかがわかる。流行をとり入れるという気持ちは今も昔もかわりないのである。これらの紋は超絶的な力との交渉、あるいは悪霊的なものに対する回避の気持ちなどが根底となって創られたものと想像される。

紋の種類として次に多いと思われるものは瑞祥的な意味を持つものである。おめでたいもの、縁起の良いものに心ひかれるのは人間の自然であろうし、社会が未開発の場合程、その傾向が強いのではなかろうか。大一大吉大一力紋等は吉祥句をそのまま家紋としたものであろう。その他の瑞祥的な紋を見ても一族の発展、子孫繁栄を願い乱世に生きた武将達の心情を汲み取ることができる。信仰的意義を持つ紋章と相似な関係のある紋である。

目印として簡潔を中心にしている紋章も主として織物文様にその起元を持ち、単純な美しさを持っている。そしてこれらの文様は装飾意匠として完成されたものである。これらの文様をどのようなきっかけで紋章に判定したのであろう。

次に辯領等の形で現われた記念的意義を持つ紋章は五氏であった。鎌倉時代より以後はこの意義に基づく紋章の増加が考えられるが、この時代はまだ五氏のみであった。最後に尚武的意義を持つ紋章が一番少なく、武を尊ぶ武士としては意外であった。

以上が鎌倉時代の武家紋の傾向であるが、ここで考えなければならないことは、これらの紋章を家紋として制定したその基礎になっている生活感情と、そのかかわり合いの問題であり、これらの紋章を通してこのようない点に視線を向けなければならないのではなかろうか。

以上鎌倉時代の紋章をその傾向で分類したのであるが、次に多用されている紋から順に一つ一つを取りあげてその一族関係を調べたいと思う。最も多いのは巴紋であり23氏に達している。この巴紋は前論文でも述べたように文様から転じたものであり、この文様はすでに古代に中國及び歐州において用いられていたという。我が国には仏教文化と共に中国より伝来したといわれ、被服・調度品・武具の文様として多用されその後、八幡宮の神紋になったといわれる。八幡宮を信仰した武士が当然用いたであろうし、また前論文で述べたような意味も加わり鎌倉武士に多く用いられた紋章である。この紋章を用いた武将のつながりを見ると五人の武将は源氏であり、また三人の武将は平氏の流れを汲み、残りの十五人の武将はいずれも藤原氏の流れを汲んでいる。すなわち山本若狭守義経は源義定を、成田二郎光治は源光義を父に持ち、また土方太郎季治・大森三郎茂治の二武将は宇野三郎義治の子供であり、佐々木左衛門尉高綱は源秀義を父に持つ。これらの武将の紋章を見ると一族で巴紋を用いながら巴の数または向きを変えていることがわかる。土方太郎季治・大森

## 日本の服飾の研究

三郎茂治は兄弟でありながら同じ紋を用い左三つ巴・左二つ巴と巴の数を変えることにより新しい家紋を制定したと思われる。右三つ巴を用いている佐々木左衛門尉高綱は輪違い紋を用いている佐々木隱岐守義清の兄である。次に新開荒二郎忠氏、北条陸奥六郎寒泰、香川五郎経高は平氏の出であり、北条氏は義時六男であり、他の義時を父に持つ兄弟は北条鱗を家紋としているのに対し、この北条氏は石持ち地ぬき右三つ巴を紋章に定めている。小山左衛門尉朝政は藤原政光を父に持ち、長沼淡路守宗政は同じく政光の二男でありこの二武将とも右二つ巴を家紋としている。また結城上野介朝光は政光三男、網戸十郎朝村は朝光の四男である。長男・次男が右二つ巴であるのに対し、三男の朝光は右三つ巴を用いておりこれも分家した時に二つ巴を三つ巴にしたのであろう。またその四男の朝村は父と同じ紋章を用いている。下河辺庄司行平も右二つ巴を用いているが、行平も藤原氏であり同じ右二つ巴を用いている朝政の従兄弟である。同じく藤原氏である大胡太郎重俊と園田太郎成澄は足利太夫成行の次男・三男であり、この二氏とも右三つ巴を用いている。しかし長男の佐野太郎基綱は後述する揚げ羽蝶である。この外の藤原氏の流れを汲む武将は一族であるという程度で、具体的な血縁関係を見ることができなかった。

以上は巴紋の血縁的なつながりを見たのであるが、この時代に最も多く用いられている巴紋は上述した理由に加えて、一族的・血縁的なつながりをはっきりと見ることができる。また巴紋を調べて気づいたことは父子・兄弟、全く同じ紋を用いているのではなく、武家紋の初めであるといわれるこの時代にすでに北条氏の北条鱗と巴紋、また佐々木氏の巴紋と輪違い紋、足利氏の巴紋と揚げ羽蝶のように全く違った紋章を用いていること、また同じ紋でありながらもその数あるいは向きを変えることにより、それぞれ新しい紋章を定めていることである。

次に多く用いられているものは引き両紋で20氏を数える。幕の文様から転じたといわれるこ

の簡潔な紋は要するに印として起こった紋章の原初的なものであろう。

 二引き両紋を家紋とする山名伊豆守義範、里見伊賀義成、額田五郎経義、新田冠者義光、新田小四郎義佐は一引両紋を家紋とする新田大炊助義重の次男・三男・五男・六男・七男である。

 を家紋としている足利上総介義兼、細川二郎義季は同じ一族であり、平義継の孫である三浦介義澄、津久井二郎高行、和田左衛門尉義盛、また義澄の次男の三浦駿河守義村は  紋を用いている。

 紋を用いている岡崎四郎義実は平義継の四男であり、同じくこの紋を用いている和田小二郎義茂、和田三郎宗実、和田四郎義胤、荏柄平太胤長は平義継の孫義宗の次男・三男・四男・五男であり、同じくこの紋を用いている大多和三郎義久、多々良四郎義春、佐原左衛門尉義連は平義継長男義明の三男・四男・七男である。この引両紋も巴紋と同じように明らかに血縁的なつながりでできている紋章である。

また武田菱・唐花菱も多く14氏である。この紋も巴紋・引両紋と同じ傾向であることは武田菱という名前からも推察することができる。武田菱を用いている逸見上総介光長、武田太郎信義、加賀美信濃守遠光は逸見清光の長男・次男・三男であり、また一条二郎忠頼、板垣三郎兼信、武田右兵衛尉有義、武田大膳太夫信光は信義の長男・次男・三男・四男である。同じくこの紋を用いる南部信濃三郎光行は遠光の三男である。

唐花菱を用いる秋山太郎光朝は遠光の長男であり父の紋をそのまま継がず、優美な唐花菱を家紋と制定し同じくこの紋を用いる安井四郎清隆、河内五郎長義、曾禰禪師敵尊、奈古藏人義行は清光の五男・六男・八男・九男であり三階菱を用いる小笠原左京太夫長清は遠光次男であり、これら菱紋も血族間の完全なつながりを持っている紋章である。

次に多く用いられているのは五三の桐で11氏

である。平賀武蔵守義信、大内相模守惟義は源盛義の三男・四男であり平賀右衛門尉朝政は義信の嫡子である。畠山遠江守義純、荒川三郎義宗と共に源氏の流れを汲み、後の六人の武将は平氏の流れを汲んでいる。この紋も血族的なつながりを持つものである。後世桐紋は栄光のシンボルとされたのであるが、すでに平安時代から中国の古伝説による高貴な文様として織り出され、その構成された美しさは栄達を願い、また美を愛する武将が用いたものであろう。

星紋は9氏が用いており、そのうち8氏は九旺紋である。信仰的な意義を持つこの紋も前述した紋章と同じように、やはり血族的なつながりを持っており寄九旺は千葉介常胤、その嫡子の千葉新介胤正、六男の東六郎太夫胤頼、また土肥二郎実平、その弟の土屋三郎宗遠、次に同じく寄九旺を用いる堺平太定常、上総介広常、共に平氏の流れを汲み、細川九旺を用いている林二郎家嗣、また八旺紋を用いている富樫介家直は藤原氏の流れを汲む。

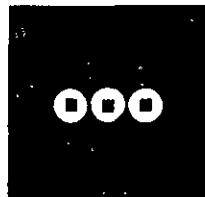
次に多く用いられているのは鱗紋であり7氏である。この紋を用いている武将の姓が示す通り北条氏の一族であり、正三角形の三つ鱗を用いている赤橋相模守重時、新相模左京太夫政村は何れも北条陸奥守義時の三男・四男であり、鎌倉時代における鱗紋は完全に北条一族の紋といいうことができる。

藤紋も比較的に多く用いられている紋であり6氏を数える。この紋は前述したように姓に藤の文字を使用している武将が用いているが、その姓に藤の字を用いていない八田右衛門尉知家と共に6氏共藤原氏の流れを汲んでいる。藤文様は平安時代よりすでに多用され、この紋章は公卿紋からの移行と思われ、すでにこの時代においては円形に図案化されている。

蝶紋を用いている6氏のうち飛蝶を用いている4氏はいずれも源氏であり、止蝶の2氏は藤原氏よりの出である。

目結紋は前論文でも述べたように佐々木氏の紋であり、従ってこの5氏共源氏の流れを汲んでいる。秀義、定綱、信綱は直系であるので当

然秀義の用いた平四つ目をそのまま相続し、経高は秀義の次男である。故に分家したと思われ、平四つ目を隅立て四つ目にしたのであろう。



三つ目結

佐々木右兵衛尉盛綱は三つ目結びを用いており、この紋は方形ではなく外側は円である。始め錢紋と思ったのであるが盛綱は秀義の三男であるので、その家紋である四つ目結を変形したものと思われる。

前述した三つ巴紋の佐々木左衛門尉高綱は秀義の四男であり、輪違紋を用いている佐々木隱岐守義清は秀義の五男である。これらのことから一族同じ紋を用いず分家した時に新しい紋を制定したことが推察される。

笛竜胆紋は前述したように源頼朝の紋章である。故に当然二代征夷大將軍である頼朝の嫡子源頼家、また三代將軍である頼朝三男源実朝もこれを用いている。参河守範頼、伊予守義経、阿野法橋全成は頼朝と同じく義朝を父に持ち、この笛竜胆紋も完全に血縁的な関係を持っている。

扇紋の浅利興一義遠は前述した武田菱を家紋とする逸見清光十男で、この義遠だけが全く別の扇紋を家紋としたと思われる。佐竹別当秀義は源氏の出であり、この二氏は共に五本骨の扇で完全に開いた形であるのに対し、天野民部函遠景は疊んだ形の六本の扇を車形に配列しており天野氏は藤原氏の流れを汲んでいる。

桔梗紋の太田駿河守広綱、山田大和守重弘は源氏であり、長尾新天定景は平氏である。前者と後者の武将の間には血族的な関係がないところから、衣服の文様として用いられていたこの紋は簡潔なその美しさから紋章にされたと思われる。

矢紋を用いている片桐氏は源氏であり梶原氏、大庭氏共に平氏である。

斎紋の高梨判官頼高、仁科二郎盛朝共に源頼秀の五代目であり同じく楚紋を用いる安達藤九

## 日本 の 服 飾 の 研 究

郎盛長は藤原氏の流れを汲む。

上文字を用いる村上氏は二氏共に源氏で同じ一族である。

庵に木瓜を用いている工藤左衛門尉祐経は藤原氏の流れを汲み、仇討ちで有名な曾我兄弟に父の仇として討たれた武将である。また曾我兄弟も庵に木瓜紋という、このことは祐経も曾我兄弟も同じ一族ということからうなづける。同じく庵に木瓜紋を用いる狩野介茂光も藤原氏の出である。木瓜紋を用いている工藤莊司景光も同じく藤原氏の出である。

直違紋を用いている波多野二郎太夫義通の三男が忠綱で、同じく直違紋を用い、違竹紋を用いている松田二郎有常は波多野義通の子義経を父に持ち、松田に住するためにその名をとり姓にしたという。この違竹紋は瑞祥的意義とまたその性格から竹を愛し、これを祖父の義通の直違紋のようにクロスさせたのではないか。同じく違竹紋を用いている河村四郎秀清は波多野義通の弟秀高の二男である。

軍配扇紋を用いている本庄太郎家長、富田三郎近家は共に藤原氏の流れを汲んでおり、富田氏は関白藤原道隆の六代目であり、本庄氏は道隆の八代目にあたる。

以上は鎌倉時代における武将二人以上が用いた紋章であり、同じ紋章を用いている武将の間にはその殆どに血族的なつながりがあることがわかる。

以下述べるのは一武将が用いている紋章であるが、笠紋を用いている相良三郎長頼の三男が高橋左近将監頼之であり、この高橋氏が鎌倉殿から笠竜胆をたまわり家紋の笠紋を合わせて用いたのは前述した通りである。

また並び瓶子紋を用いている宇佐美左衛門尉祐茂は、曾我兄弟に仇打ちされた工藤祐経の弟である。伊豆の国宇佐美を鎌倉殿より拝領しそこに住し、姓を宇佐美としたことから一族の紋章である庵に木瓜紋を用いなかつたと思われる。

折敷に三文字を用いている河野四郎通信は、三島四郎親清の孫である。故に三文字を用いた

のではなかろうか。信仰と記念の二つが合わせられてできた紋章と思われる。

大一大吉大一力紋を用いている石田二郎為久は三引き両紋を用いている津久井二郎高行と共に、三浦義繼を祖父に持ちながら三浦家の紋章である三引両紋を家紋とせず、瑞祥的意義を持つこの文字を家紋と定めたのであろう。

白黒文字を用いている山内滝口三郎経俊、一文字紋を用いている鎌田新藤二俊長は共に藤原氏の流れを汲む首藤氏の出である。

三本傘紋を用いている名越遠江守朝時は北条義時の次男であり北条氏の場合その一族の多くは北条鱗を用いているが、前述した北条隆奥六郎実泰は石持ら地ぬき右三つ巴を、この名越遠江守は傘紋を用いている訳である。

また薦紋を用いている渋谷庄司重国は四つ目結紋の佐々木秀義の男であり平氏の出である。

杏葉紋を用いている大友左近将監能直、亀甲に七旺紋の二階堂山城守行政は共に藤原氏である。

以上のような鎌倉時代の著名な武将はその殆どが藤原氏、平氏、源氏の出であることから、これら武将の用いた紋章は一族単位的なニュアンスの強いものであり、またこれにそれぞれ武将の持っているイメージが加えられてでき上がっていったものということができる。

### 4. 武家紋の分布

紋章分布について考えられることは権力のある武将の永住により、その一族は次第に繁栄し当然その家紋がその地方一帯に拡がるであろうということである。またその支配下の武士は武功によりその紋を拝領したり、あるいは婚姻という形により同一の紋を用いるようになるとその地方に同じ紋章が多く用いられるようになる訳である。武家紋の始めである鎌倉時代においてその分布状態について考察し、それが時代を経るにつれてどのような推移を示すかの手がかりとし、現代紋章分布に影響を及ぼしているか否かについて見ていくたいと考える。

まず一番用いられている巴紋は下野では5人の武将がこれを用い、その隣接地の上野では3武将、駿河においても3武将、相模は2武将、武藏・下総・常陸はそれぞれ1武将と関東地方に集中し、少し離れて出羽に1武将で奥羽地方は少なく、大和3武将、伊賀1武将、近江1武将と近畿地方に5武将が集まり遠く出雲の1武将が用いている。

つまり巴紋はその殆どが関東武士（特に今の栃木県、群馬県、神奈川県）に用いられた紋章である。

次に多く用い  
られている引き  
両紋は相模に居  
住する武将10人

がこれを用い、上野の5武将がこれに続き、武藏・下野・三河・伊賀・紀伊のそれぞれ1武将が用いており、この紋もその殆どが関東地方(神奈川県、群馬県)に分布している。

14武将が用いている武田菱は甲斐の9武将、信濃の3武将、駿河・対馬のそれぞれ1武将に分布しておりその殆どが中部地方で、特に山梨県、長野県地方に限られている。

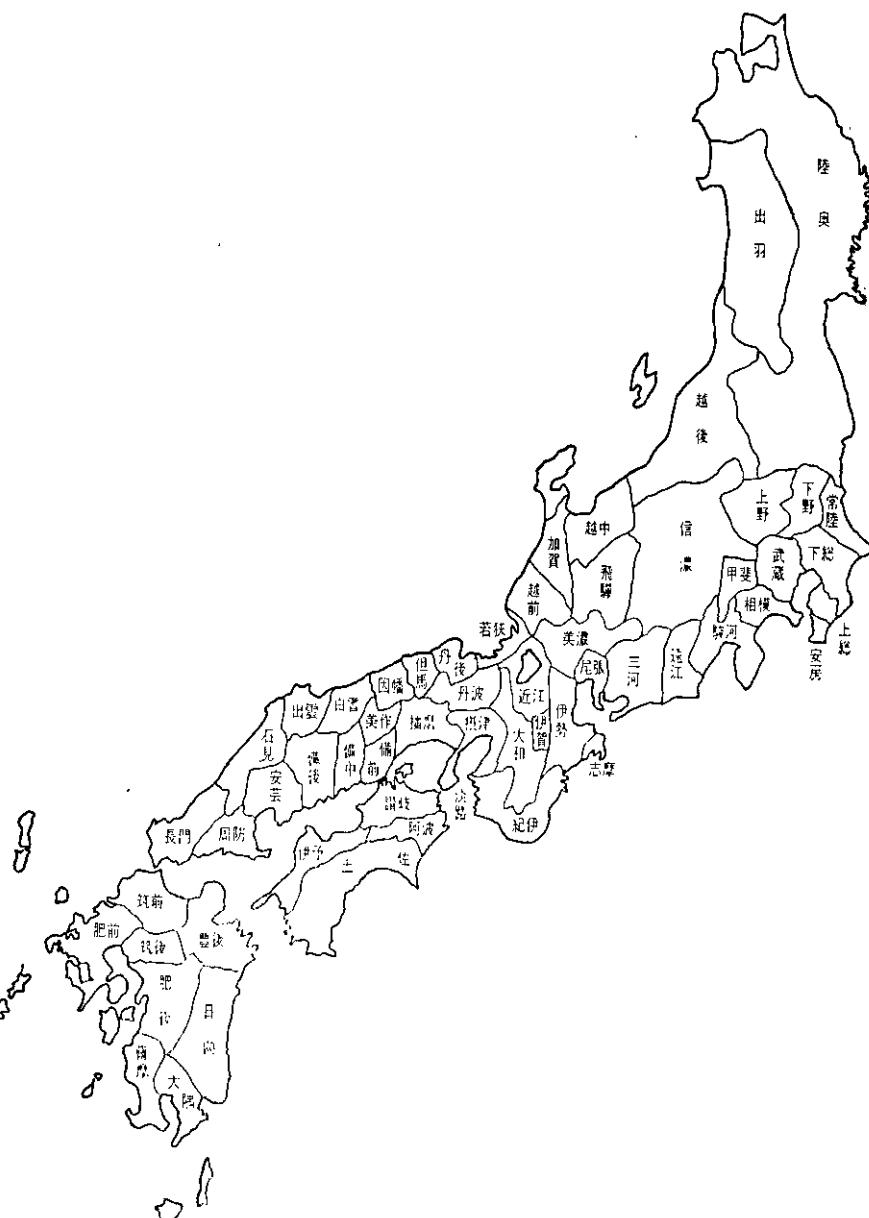


図4 鎌倉時代の日本の区分

五三の桐は武蔵に居住する10人の武将がこれを用い信濃の1武将とその殆どが関東地方、特に東京・埼玉を中心にしていることがわかる。

九旺紋は下総の4武将、相模の2武将、上総・加賀はそれぞれ1武将がこの紋を用いており、また八旺紋は加賀に所在する武将が用いておりこの紋も関東地方（特に千葉県）で多く用いられた紋ということが伺える。

鱗紋は代表的な紋に北条鱗の名前があるよう北条氏の紋章である。従ってその殆どが相模であり次いで伊豆・駿河・武藏と相模、つまり神奈川県を中心にしての分布を示している。

頼朝の一族が用いている笹竜胆紋は、それぞれの武将が治める武藏・伊予・三河・尾張に分布し、また河内・相模の武将も用いている。

またこの時代の蝶紋は摂津・尾張・武藏・上野・下野・越後とかなり広い範囲の分布を示している。

同じく6武将が用いている藤紋は常陸・信濃・伊勢・讃岐・筑後とこの紋も地域的にはかなり広範囲である。

佐々木氏の家紋である目結紋は4武将が近江に、1武将が備前とその一族の栄えた近江に集中していることがわかる。

次に3武将が用いている紋章としては扇紋、桔梗紋、矢紋、斃紋がある。扇紋は甲斐・常陸・伊豆の武将が用い、桔梗紋は駿河・相模・尾張にその分布が見られ、矢紋は信濃の1武将と、相模の2武将が用いている。また斃紋は信濃の2武将と三河の1武将がこれを用い、これらの紋も関東・中部地方を中心としていることがわかる。2武将が用いている紋章としては上字紋は信濃の村上氏2武将がこれを用い、庵に木瓜の2武将共伊豆であり、木瓜紋は駿河と但馬の武将が用いている。また直違紋は相模の2武将がこれを用い、違竹紋も同じく相模に分布する。次に軍配扇紋は武藏・紀伊の武将が用いている。

終わりに一武将が用いている紋章の分布状態は斃紋は相模、折敷きに三文字は伊予、大一大吉大一力紋は相模、白黒一文字は伊勢、一文字紋は相模、丸に一文字は武藏、丸に十文字は日向・大隅・薩摩、丸に丹文字紋は武藏、雁紋は信濃、傘紋及び笠紋は遠江、輪違紋は隠岐、錢紋は信濃、杏葉紋は豊前・豊後、一文字三つ星紋は因幡・安芸、龟甲紋は信濃、鳩に寓生紋は武藏、茗荷紋は相模、並び瓶子紋は伊豆、笹竜胆笠は三河、卍紋は武藏、菊紋は筑前、菊水紋は陸奥、井桁に菊紋は信濃、三本杉紋は豊後、並び鷹の羽紋は肥後、三つ盛り木瓜は但馬と以

上ののような分布を示す。

上記の結果から鎌倉時代の武家紋はその大半が関東・中部地方に集中していることがわかる。すなわち相模の国には引両、巴、鱗、九旺、違竹、直違、桔梗、矢、大吉大万大一力、斃、一文字、茗荷紋の12種類の紋章が分布をし、武藏の国には五三の桐、引両、巴、蝶、笹竜胆、鳩に寓生、丸に丹、丸に一文字、軍配扇、鱗、卍紋の11種類の紋章があり、次に多種類の分布を示す信濃の国では武田菱、上文字、斃、五三の桐、藤、井桁に菊、矢、雁、錢、亀甲紋の10種類であり、これらの国が他の国より一段と多い分布を示している。駿河の国には巴、鱗、武田菱、桔梗、木瓜紋と5種類の紋章が分布し、伊豆の庵に木瓜、扇、鱗、並び瓶子がこれに次ぐ。次いで常陸・下野・上野・三河ではそれぞれ三種類の紋章が用いられており、下総・甲斐・加賀・遠江・尾張・近江・伊賀・伊勢・紀伊・但馬においては二種類の紋章が使用されている。現在の奥羽・中国・四国・九州地方に位置する国に分布する紋章は皆一種類のみであり、しかも一人の武将が用いているのみである。このような事実から鎌倉時代における武家紋は鎌倉武士の群居した地方で多用されていることが推察できる。また当時家紋を用いたのは鎌倉武士のみでなく広く全国的に分布し始めていると考えることもできる訳である。すなわち家紋は鎌倉時代の初期から用いられはじめ、年代が進むにつれて鎌倉武士も西国の武士も共に家紋を用いるようになったのであろう。鎌倉時代にこのような分布を示す紋章が時代を経るにしたがって、どのような変化を示すかは興味ある問題である。

おわりに、暖かく御支援下さいました本学学長手島博士、本学教授寺岡博士、元本学事務長、故筆三津彦氏、およびお手伝い下さった本学副手小川怜子さんに厚くお礼申し上げます。

### 引用文献

- 大武鑑卷1・徳富蘇峰、橋本博、大治社。
- 日本紋章学・沼田頼輔、人物往来社。
- 日本の紋章・伊藤幸作編、ダヴィット社。
- 日本の家紋・進士慶幹、加藤秀幸、人物往来社。
- 日本の歴史・鎌倉武士・読売新聞社。
- 高等日本史精図・竹内理三、小西四郎、帝国書院。